



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 527 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)..... 1
- 528 救急診療所の申出の撤回 (医務課)..... 1
- 529 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の販売等の届出 (薬務課)..... 1
- 530 道路の供用開始 (道路保全課)..... 2

○ 公安委員会告示

- 21 遊泳区域の指定 2

告 示

和歌山県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011610213	生活介護事業所しゅり	有田郡有田川町修理川694-1	生活介護	特になし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成25.4.1

和歌山県告示第528号

次の診療所について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成25年4月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 長雄整形外科
- 2 所在地 紀の川市下井阪447-1
- 3 失効日 平成25年4月30日

和歌山県告示第529号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第14条第1項の規定による知事監視製品の販売等の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年4月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

氏名	販売等場所の所在地	販売等場所の名称	届出年月日
			平成

千原弘輝	和歌山市吉田677 ルーセント吉田505号	インセンス	25.4.10
------	-----------------------	-------	---------

和歌山県告示第530号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市弘西字砂立1202番1地先から同市弘西字長田1252番6地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成25年4月30日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第21号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成25年4月30日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地先の海域で「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成25年5月3日から同年9月16日まで